

# 前橋市認可外保育施設指導監督基準

全部改正（令和4年4月1日）

（趣旨）

第1条 この基準は、前橋市認可外保育施設指導監督実施要綱第4条第1項に規定する指導監督基準を定めるものとする。

（指導監督基準）

第2条 前条の指導監督基準は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）の別添の認可外保育施設指導監督基準とする。

附 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に存する認可外保育施設に対する保育に従事する者の数及び資格に係る基準の適用については、この基準にかかわらず、従前の例による。